

2月4日(木)から3月15日(月)まで

市民税・県民税申告相談
〜早めの準備で安心・確実〜

本年1月1日現在、市内に住
所がある方は、原則として申告
書を提出しなければなりません。

この申告は、市・県民税の算
定だけでなく、国民健康保険税
や後期高齢者医療保険料(※)、
所得証明書などの資料となる大
変重要な手続きです。

申告の必要な方

次の①〜⑥に該当する方が対
象になりますが、収入のなかつ
た方も、今月号と一緒に配布し
ている簡易申告書に、収入のな
かった理由を記入してご提出く
ださい。なお、税務署に所得税
の確定申告書を提出する方や、
本市に給与支払報告書を提出し
た方は、申告は不要です。

1 農業や商業、製造業などの事
業を営んでいる方

2 譲渡・不動産・配当・利子・
雑収入などの所得があった方

3 給与所得以外に公的年金(国
民年金や厚生年金、農業者年
金、各種共済組合年金など)
による所得があった方

4 給与または公的年金等を2カ
所以上から受け取っている方

5 給与所得または公的年金等
所得者で、事業所や公的年金
等支払者が、給与支払報告書
または公的年金等支払報告書
を市に提出していない方

6 国民健康保険や後期高齢者医
療保険に加入している方

所得の種類により
「受付窓口」が分かります

相談時の待ち時間を緩和する
ため、所得の種類により受付窓
口が①給与・年金のみの所得の
方と、②給与・年金以外に所得
のある方の2つに分かれます。

申告内容により順番が前後す
る場合がありますので、ご了承
ください。

申告相談に必要な物

次の①〜⑤を準備して、会場
にお越しください。なお、農業
所得や事業所得、不動産所得の
計算書が必要な方は、各地区公
民館と税務課窓口にて備え付け
ています。

1 所得状況が明らかな帳簿や領
収書、またはこれらが確認で
きるもの(計算資料など)
2 配偶者・扶養親族などの収入
額が分かるもの
3 医療費などの領収書
4 生命保険料や地震保険料など
の控除証明書

5 印鑑(シャチハタ印は不可)

申告相談を行う皆さまへ
相談に際しては、次の点につ
いて、あらかじめご了解いただ
きますようお願いいたします。
1 午前中に受け付けを済ませた

方でも、受付人数によっては
午後からの相談となる場合が
あります。

2 3月11日(木)・12日(金)・
15日(月)は大変込み合いま
すので、なるべく指定した日
での申告にご協力ください。
3 2月4日(木)〜18日(木)
までの地区公民館での申告日
は、担当職員が全員会場に移
動しますので、市役所での申
告は受け付けできません。

4 3月2日(火)・8日(月)
のみ夜間受け付けを行います
す。受付時間は18時30分〜19
時30分です。なお、酪農や肉
用牛の申告を行う方は、相談
に時間がかかりますので、ご
遠慮ください。
5 2月5日(金)・12日(金)・
16日(火)の午後と、19日(金)
の全日は、機材などの移動や
申告システムの保守点検など
のため受け付けができません。

所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成21
年中の所得と、それに対する所
得税の納め過ぎや、不足分を精
算するための申告です。
源泉徴収や予定納税で納め過
ぎになっている方や、給与所得
の方で雑控除や医療費控除を
受けられる方、また、年の途中
で退職し、その後就職しないた
め年末調整を受けなかった方な

所得税の申告は「e-Tax」
が便利でおトクです

1 平成21年分の所得税の確定申
告書を、本人の電子署名と電
子証明書とともに期限内に送
信すると、最高5,000円
の税額控除を受けることがで
きます。
※平成19年分または平成20年分
の申告で、e-Taxでの控
除を受けた方を除きます。

2 通常の申告では医療費の領収
書などの提出が必要ですが、
電子申告では、書類の記載内
容を入力することにより、そ
の書類が提出不要(ただし3
年間保存必要)となります。
3 e-Taxで還付申告をした
場合は、通常の申告より早く
還付されます。
●e-Taxの詳細はこちら
・大河原税務署個人課税部門
☎0224-522202
・国税庁ホームページURL
http://www.nta.go.jp

平成22年度から実施される
住民税の税制改正

1 住民税の住宅ローン控除

住民税の住宅ローン控除の適
用対象者が拡大され、平成21年
から平成25年までに入居の方も
控除を受けられるようになります。

また、これまでは本人が市区
町村窓口で控除を受けるための
申告書を提出する必要がありま
したが、申請が不要となります。
●対象となる方
所得税の住宅ローン控除を受
けていて、かつ、住宅ローン控
除可能額が所得税から控除しき
れなかった方のうち、次のどち
らかに該当する方

1 平成11年から平成18年までに
入居した方

2 平成21年から平成25年までに
入居の方

〔平成19年または平成20年中に
入居した方〕

平成19年または平成20年中に
入居した方は、所得税の住宅ロ
ーン控除の適用を受けることは
できませんが、住民税の住宅ロ
ーン控除の適用を受けることはで
きます。

ただし、所得税の住宅ローン
控除において、通常10年の控除
期間を、控除率を引き下げて15
年に延長する方式と選択できる
特例が適用されています。

控除される税額

次のいずれか小さい額が住民
税から控除されます。
・所得税の住宅ローン控除可能
額のうち、所得税において控
除しきれなかった額
・所得税の課税総所得金額等の
額に5割を乗じた金額
(上限97,500円)

適用方法

勤務先での年末調整や、税務
署への確定申告の内容を基に、
市区町村において住民税の住宅
ローン控除額を決定します。
〔平成11年から平成18年までに
入居した方〕
平成11年から平成18年までに
入居した方が申告をした場合
は、旧制度の住宅ローン控除の
適用を受けることもできます。
次の条件に当てはまる方は、
「住宅借入金等特別税額控除申
告書」で申告することにより、
所得税の控除額が多くなる可能
性があります。

2 上場株式等の損益通算

上場株式等の配当所得と譲渡
損失との間での損益通算ができ
るようになりました。
平成21年1月1日以後に支払

申告相談の日程と会場

●午前の部 9:00~11:00 ※7:30~受け付け
●午後の部 市役所: 13:00~17:00 各公民館: 13:00~15:30
●夜間の部 (3月2日・8日のみ) 18:30~19:30 ※18:00~受け付け

Table with columns: 相談日, 曜日, 自治会名, 相談会場. Lists consultation dates and locations across various districts like 小原, 越河, 齋川, 白川, 大鷹沢, 白石市役所.

市税の納付は、口座振り替えが便利です。
申告に関するお問い合わせは 税務課 ☎22-1313

自書申告を行う皆さまへ

所得税の確定申告は、申告納
税制度の趣旨から、確定申告書
の「自書申告」を推進していま
す。希望する方は、1月末から
税務課窓口にて申告書を用意し
ますので、ご利用ください。
国税庁ホームページの「確定
申告書等作成コーナー」を利用
すると、簡単に申告書の作成が
できるほか、作成したデータは、
e-Tax送信用データとして
利用することもできます。